平成２６年（フ）第９号
神戸市東灘区住吉浜町18番地18、商業登記簿上の本店所在地兵庫県高砂市高砂町藍屋町1692番地
債務者　松景精麦株式会社
代表者代表取締役　松景　久芳
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　　弦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７８号
兵庫県尼崎市西長洲町３丁目５番５号
債務者　大川工業株式会社
代表者代表取締役　大川　孝直
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後１時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1736番地１
債務者　中央ビジネス有限会社
代表者取締役　山口　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人桑原法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前11時15分
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２号
愛知県小牧市大字東田中1022番地
債務者　有限会社インテリアおちあい
代表者取締役　落合　英俊
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関谷慶一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
名古屋市北区垣戸町２丁目12番　アーバンエコーズ603号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市保土ケ谷区鎌谷町46番地８
債務者　ディービーズ株式会社
代表者代表取締役　山田　良房
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後４時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７６号
埼玉県熊谷市上須戸882番地
債務者　株式会社埼北工業（旧商号株式会社翔和）
代表者代表取締役　戸井田　仁
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前11時
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３７７号
埼玉県熊谷市上須戸882番地
債務者　有限会社埼央商会（旧商号有限会社大和インターナショナル）
代表者取締役　戸井田　仁
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南雲　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前11時
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３号
兵庫県姫路市四郷町本郷407―１
債務者　株式会社Ａ―ＲＹＵ
代表者代表取締役　西尾　英之
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前10時30分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０７１号
名古屋市港区善南町23番地
債務者　株式会社ディアンドシーカンパニー
代表者代表取締役　柳瀬　大助
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１号
大分市三川新町１丁目２番10号
債務者　株式会社宮豊建設
代表者代表取締役　中園　清春
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　祐治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後１時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
さいたま市大宮区桜木町４丁目702番地１
債務者　株式会社小田嶋工務店
代表者代表取締役　小田嶋雅美
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１８２号
茨城県龍ケ崎市403番地
債務者　飯野　孝之
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　治人
4　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第８１５号
北九州市門司区東門司１丁目７番20号
債務者　上野　勝美
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８１６号
北九州市門司区東門司１丁目７番20号
債務者　上野　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３０号
秋田県大館市釈迦内字街道上143番地１、前住所秋田県大館市岩瀬字谷地の平３番地27
債務者　中田　八郎
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第８２１号
北九州市小倉北区馬借１丁目８番８号
債務者　岡本　昭彦
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　　将
4　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部